

地域包括支援センターの公募について

1. 概要

現行の地域包括支援センターの運営法人は、令和2年度の公募により選定された法人であり、令和3年度から令和8年度までの6年間の運営法人として選定。

この度、令和9年度から6年間の運営法人を選定するための公募を令和8年度に実施する予定となっている。

公募実施に先立ち「地域包括支援センターのあり方」について検討を行うことを目的として、令和7年度は地域介護サービス運営協議会の下に地域包括支援センター運営体制検討部会を設置する。

2. 地域包括支援センターのこれまでの経緯

平成18年4月～ 地域包括支援センター設置

- ・堺市福祉サービス公社に委託し、各区に1か所地域包括支援センターを設置。
- ・33か所の在宅介護支援センターを地域包括支援センターのブランチに位置付けた。

平成24年4月～ 地域包括支援センター再編

- ・基幹型包括支援センターを各区役所に合計7か所設置。
- ・地域包括支援センターを各日常生活圏域に1か所、合計21か所設置。運営法人は在宅介護支援センター運営法人のうちから公募で選定。

令和3年4月～ 地域包括支援センターの現行の法人による運営開始

- ・契約における公平性の確保と定期的な評価の実施による一定のサービス水準の確保を目的として令和2年度に公募制を導入。令和3年度から令和8年度までの6年間の運営法人を選定。

